

議会改革特別委員会

平成29年2月28日

葛城市議会

開 会 午後2時01分

内野委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

皆様、こんにちは。本当にお忙しい中、3月議会を前にして、本日、議会改革特別委員会、ご参集いただきありがとうございます。私もきょうが初めてでございます。なかなか不慣れで、多々皆様にはご協力、また、ご迷惑をかけることもあるかもしれませんが、きょうの議会改革特別委員会がスムーズに運ばれますよう、どうかご協力のほどよろしく願いいたします。ありがとうございます。

一般の傍聴の取扱いについてお諮りします。

本委員会においては一般の傍聴を許可することとし、傍聴人の入退室も許可したいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

内野委員長 ご異議なしと認め、一般の傍聴及び傍聴人の入退室を認めることといたします。

(傍聴者入室)

内野委員長 なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してから、ご起立いただき発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。

それでは、これより調査案件に移ります。

調査案件(1) 議会基本条例の制定についてを議題といたします。

前回の委員会では、「葛城市議会基本条例(案)」と「逐条解説」についてご協議いただき、パブリックコメントを実施することにご了解をいただいたところでございます。これを受け、1月10日から2月10日にかけて条例案と逐条解説を市ホームページ等で公表し、市民の皆様からのご意見を募集させていただきました。本日は、市民の皆様からいただきましたご意見等の内容を踏まえ、2月21日に第15回目となる条例素案作成作業部会を開催して、協議いただいた結果、条例案に若干の修正をさせていただきましたので、その内容について説明をさせていただきます。と思っております。

それでは、作業部会での協議内容について、事務局より説明を願いたいと思います。

山岡主査。

山岡書記 議会事務局の山岡です。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、事務局より作業部会の協議結果等についてご報告いたします。

まず、パブリックコメントについてですが、先ほど委員長からのご説明にございましたように、1月10日から2月10日までの1カ月間、市のホームページや市役所庁舎内等で公表し、市民の皆様からのご意見を募集いたしました。その結果、市内在住の3人の方より18件のご意見をいただいております。

パブリックコメントでいただいたご意見につきましては、その意見内容と、それに対する議会の考え方を市のホームページで公表することになっておりますので、先日、第15回目となる作業部会を開催していただき、いただいた各ご意見に対する回答などを作業部会でご協

議いただきました。その結果、ご意見の一部について参考にさせていただき、条例案を3カ所修正させていただくことになりました。

お手元に資料として新旧対照表を配付させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。新旧対照表の左が変更前、右が変更後になります。

まず、1ページ、条例の前文の部分になります。変更前の下から5行目、下線を引かせていただいておりますが、「公平公正で透明な議会運営に努め」という箇所がございます。パブリックコメントでいただいたご意見の中に、この部分を「公平・公正で」と切り離れた方が、それぞれの言葉の意味を強調できるのではないかというご意見がございましたので、そのご意見を参考にさせていただき、変更後はそのようにさせていただいております。

また、対照表の2ページをごらんください。条例の第2条部分になりますが、変更前は第2条第1号について、冒頭が「公正性」となっております。いただいたご意見の中で、この部分について、先ほどの前文にございました「公平・公正」という表現と統一するべきというご意見がございましたので、このご意見を参考にさせていただき、変更後は「公平性、公正性」とさせていただいております。

そして、最後に、対照表の3ページになります。条例の第7条部分になりますが、いただいたご意見の中で、議会と行政の関係について規定している第4章の中で、議会と行政の関係性についての条文をしっかりと明記するべきであるという趣旨のご意見がございました。作業部会で検討いただいた結果、そのご意見を参考に、第7条中第1項として、「議会は市長等執行機関（以下「市長等」という。）と対等の立場にある機関であり、市の意思を決定する責務及び市長等を監視、評価する義務を負う機関である。」という条文を追加し、また、第2項として、「議会は、その権能の違いを踏まえ、市長等と健全な緊張関係を保たなければならない。」を同じく追加させていただいております。なお、第1項と第2項を追加したことに伴い、もともと第7条の第1項と第2項であった部分を第3項と第4項とさせていただき、それにより若干の表現の整理をさせていただいております。

以上が、パブリックコメントでいただいたご意見を受けて、作業部会で協議し修正いただいた箇所です。

今回、このほかにもご意見をいただいております。そのご意見の内容、また、その意見に対する考え方について、作業部会でご協議いただいた結果については、パブリックコメントの結果としてお手元に配付させていただいております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

内野委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

内野委員長 では、皆様のご了解をいただきましたので、この内容のとおりとさせていただきます。

なお、事務局の説明もございましたが、パブリックコメントで市民の皆様からいただいたご意見につきましては、皆様のお手元にお配りさせていただいておりますので、今後の議

会活動の参考としていただければよいと思います。

また、本日ご協議いただきました条例案の修正内容につきましては、全員協議会の場で議員皆さんにお知らせさせていただきたいと思っております。

これらのことについて、何か確認事項等はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 ないようであれば、そのようにさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、最後に、(2)のその他についてを議題とさせていただきます。

この際、何かございませんでしょうか。

西井副委員長。

西井副委員長 これで作業部会の作業はほとんど終わるわけですが、前回からも意見が出ていたように、市民との懇談会の日程、4月から5月ということで上げてますので、また委員長、日程とかをちょっと整理して、3月議会の終わるぐらいに皆さん方に日程の予定を承認してもらって、進めてもらったらいかがかと思いますが。

内野委員長 ただいま西井副委員長よりご意見がございました。この3月議会中に正副委員長として、開催時期、また開催時間等は検討させていただきたいと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

内野委員長 じゃあ、3月議会中に検討させていただくということで、よろしく願いいたします。

3月議会中に正副で検討させていただき、その結果については、また議員皆さんにご報告させていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

内野委員長 ありがとうございます。

ほかにはございませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 では、ないようでしたら、本日の委員会は終了させていただきます。

本日は、お忙しい中、本当にありがとうございました。スムーズに話し合いを進めさせていただいたことに感謝を申し上げます。本日は本当にありがとうございました。

閉 会 午後2時13分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

議会改革特別委員会委員長

内野 悦子